

議案第24号

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例を廃止する条例の制定について

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例を廃止する条例

三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例（平成29年三田市条例第4号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前の勤続期間に係る退職報酬については、なお従前の例による。